

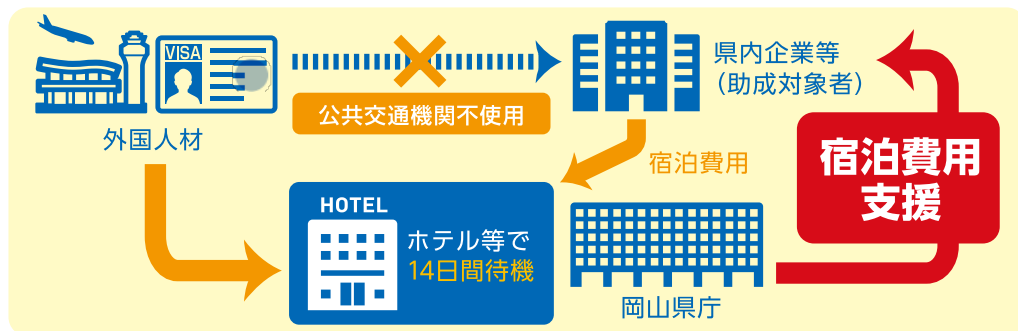


岡山県外国人材



入国待機費用緊急助成金

新型コロナウイルス感染症の水際対策として、国から要請されている入国後の待機に対応する事業者を支援するため、外国人材のホテル等の宿泊費用の一部を助成する制度を創設しました。



助成対象者 (詳細は裏面をご覧ください)

県内に所在する事業所において、外国人材 (就労可能な在留資格を有する外国人) を雇用する事業者 (法人又は個人事業者)

対象在留資格

- ① 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定技能、技能実習
- ② 特定活動のうち一部(EPA、建設就労者など)

助成対象経費

R2.7.29～R3.9.30までに入国した外国人材に係る宿泊費(実費) ただし、R3.9.30までに宿泊施設等に支払いを完了したもの

助成額

助成率 1/2
(上限1人3千円/泊、15泊まで)

1事業所当たり 上限22万5千円
(3,000円×15泊×5人分に相当)
※複数の事業所を有する場合は、助成対象者1者当たり上限50万円(累計)までとなります。

申請期限 | 令和3 (2021)年10月31日まで (消印有効)

※R2.7.29からR3.3.31までに入国した外国人材に係る申請は、令和3 (2021)年6月30日まで

申請方法について 県の専用ホームページに申請書データ、必要書類等を掲載していますので、ご確認ください。

【岡山県外国人材入国待機費用緊急助成金ホームページ】

<https://www.pref.okayama.jp/page/701447.html>

1 申請書に記入し、必要書類 (詳細は裏面) をご準備ください。

2 申請期限までに申請書と必要書類を下記の窓口まで郵送してください。



申請書類は、**郵送のみ**で受付します (簡易書留など郵便物の到着が確認できる方法で送付してください。)

郵送先

〒703-8278 岡山県岡山市中区古京町 1-7-36 岡山県庁分庁舎

岡山県産業労働部労働雇用政策課 (外国人材助成金受付係)

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口での対面受付は行いません。申請に関するお問い合わせは、電話・FAXで対応させていただきます。

お問い合わせ



086-226-7829

電話受付時間 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日除く)



086-226-7869

岡山県を装った詐欺にご注意ください

県職員が申請者を訪問する、通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATMの操作を指示する、お金を請求することは絶対にありません。

岡山県 外国人材入国待機費用 緊急助成金 検索

助成対象者（次の要件をすべて満たしている法人又は個人事業者）

- 1 岡山県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する事業者
- 2 申請時点において、事業を営んでいる事業者
- 3 下記（1）から（6）のいずれにも該当しない事業者

- (1) 法人税法別表第一に掲げる公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 法人の役員等又は個人事業者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- (6) 助成金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める事業者

申請に必要な書類

項目	提出いただくもの	備考
① 申請書	・申請書類一覧（チェックリスト） ・岡山県外国人材入国待機費用緊急助成金交付申請書兼実績報告書【様式第1号】	
② 誓約書	誓約書【様式第2号】	押印（法人の場合は代表者印）が必要です。
③ 経費明細書	経費明細書【様式第3号】	
④ 助成金対象者名簿	助成金対象者名簿【様式第4号】	
⑤ 在留資格及び入国日を証する書類	・在留カードの写し	
	・パスポートのスタンプ（証印）のページの写し	交付年月日が入国日と異なる場合のみ必要です。
⑥ 県内に所在する事業所で雇用する外国人材であることを証する書類	・技能実習計画認定申請書（第1～2面）の写し ・技能実習計画認定通知書の写し	技能実習生の場合
	・パスポートの指定書のページの写し ・雇用契約書の写し	特定技能や特定活動など指定書が交付されている場合
	・在留資格認定証明書の写し ・雇用契約書の写し	上記以外の場合
⑦ 助成対象経費の領収書	・助成対象経費の領収書（原本又は写し） ※必要事項（利用した外国人材の氏名、利用日、宿泊施設名、1人あたりに要した費用）がわかるもの。	提出いただいた領収書は、返却しません。（監理団体からの領収書も同様）
	・宿泊証明書（領収書に必要事項が記載がない場合のみ）	宿泊施設の確認印が必要です。
	・監理団体から申請者宛てに発行された領収書（原本又は写し）	監理団体が立替払いした場合のみとなります。
⑧ 振込先口座を確認できる書類	（法人）法人名義の振込口座の通帳の写し （個人）申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	

岡山県からのお願い

各事業者においては、業種別ガイドラインに沿った感染防止に取り組んでいただくとともに、雇用する外国人材に対しても、感染症対策の周知、徹底をお願いします。